

長崎県市町消防 広域化推進計画

平成22年2月

長 崎 県

目 次

I 自主的な市町消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- 1 消防組織法における自主的な市町消防の広域化の基本的考え方 1
- 2 消防広域化推進計画の策定の目的 1
- 3 関係者のコンセンサスを得ることの必要性 1

II 市町消防の現況及び将来の見通し

- 1 消防の現況と問題点 2
- 2 市町消防の将来 6

III 広域化の必要性と広域化対象市町の組合せ

- 1 市町消防の広域化の必要性 8
- 2 広域化対象市町の組合せ 16

IV 消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- 1 広域化対象市町が設置する協議機関等 18
- 2 広域化を推進するための県の体制整備 18

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化の推進方策 19
- 2 広域化後の消防の体制の整備 19
- 3 構成市町の関係 19
- 4 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策 20
- 5 広域化の課題と基本的な考え方 21

VI 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保 22
- 2 構成市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保 22

I 自主的な市町消防の広域化の 推進に関する基本的な事項

1 消防組織法における自主的な市町消防の広域化の基本的考え方

(1) 消防組織法の定め

消防組織法では市町の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の定め
- ③ 都道府県による消防広域化推進計画の策定及び都道府県知事の関与
- ④ 広域化対象市町による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

(2) 広域化の基本的考え

市町消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町消防の広域化とは、二以上の市町が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町が他の市町に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

2 消防広域化推進計画の策定の目的

推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とする。

3 関係者のコンセンサスを得ることの必要性

広域化は、市町、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくよう努めなければならない。

Ⅱ 市町消防の現況及び将来の見通し

1 消防の現況と問題点

(1) 消防本部の概況

昭和23年3月に消防組織法が施行され、自治体消防が発足した。県内では、同年3月の長崎市、佐世保市の消防本部設置に始まり、昭和40年代に消防組織の常備化が進み、平成17年10月の市町村合併により、大島村が平戸市消防本部管轄となり県内市町村の消防常備化が完了した。

現在、県下には、7消防本部（局）と3組合消防本部の計10消防本部（局）があり、このうち4本部は離島地域となっている。

また、雲仙市のうち、旧5町（愛野町、吾妻町、千々石町、小浜町、南串山町）が県央地域広域市町村圏組合消防本部、残りの旧2町（国見町、瑞穂町）が島原地域広域市町村圏組合消防本部の管轄となっている。

管轄人口規模別では、50万人台が1本部、30万人台が1本部、20万人台が1本部、10万人台が1本部で、それ以外の6消防本部は5万人未満の小規模消防本部となっている。

管轄面積の最大は、佐世保市消防局の831.17km²、最小は壱岐市消防本部の138.50km²である。

また、消防署・出張所は、1消防本部当たりの平均で1.7消防署と6.6出張所となっているが、全国平均では2.1消防署と4.0出張所で構成されている。

消防職員数は、平成元年からの20年間で142人増加しており、年齢構成では50歳以上が全体の約45%を占めており、平均年齢は42.8歳となっている。

〔消防本部数、消防職員数等〕

	H14.4.1	H10.4.1	H20.4.1
消防本部数	10	10	10
消防署数	16	16	17
出張所数	74	71	69
消防職員数	1,547人	1,653人	1,689人

(H20長崎県消防防災年報、データは消防防災・震災対策現況調査)

県下の年齢別消防吏員数(人)

年齢	～29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～	合計
長崎市	70	35	52	53	48	234	492
佐世保市	51	31	36	36	56	138	348
平戸市	22	7	2	9	5	29	74
対馬市	15	8	7	5	11	36	82
壱岐市	9	7	5	5	6	31	63
五島市	28	11	9	2	7	36	93
新上五島町	10	6	2	0	7	37	62
県央(組)	70	37	17	0	27	88	239
島原(組)	33	11	1	1	9	93	148
松浦(組)	18	16	4	2	6	26	72
計	326	169	135	113	182	748	1673

注) 消防職員1,689人＝消防吏員1,673人＋その他職員16人

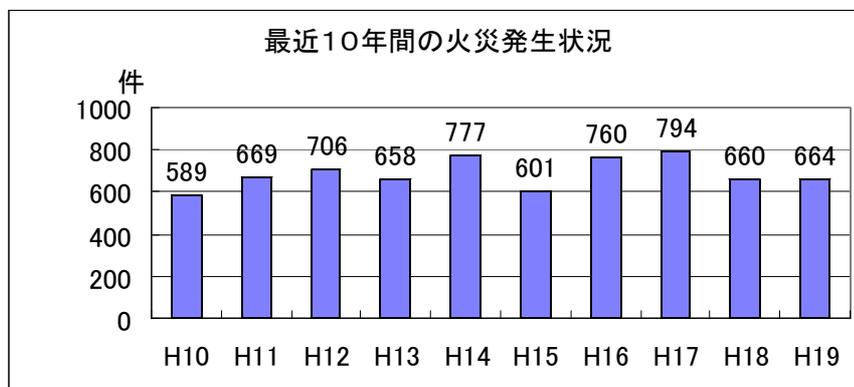
(H20長崎県消防防災年報、データは消防防災・震災対策現況調査)

(2) 消防需要の動向

① 火災の状況

本県の平成10年から平成19年までの最近10年間の火災発生件数は、最も多いのが平成17年で794件、最も少ないのが平成10年で589件、平均で688件となっている。なお、火災種別では建物火災が第1位であり、10年平均で約57%を占めている。

なお、出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、平成19年が4.5件で全国平均の4.2件を上回っている。



(H20長崎県消防防災年報／火災及び火災による死者の調査)

出火率（件／人口1万人）

区分 \ 年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
長 崎 県	4.0	5.0	5.4	4.5	4.5
全 国	4.4	4.8	4.5	4.2	4.2

（H20長崎県消防防災年報）

② 救急の状況

本県の平成19年中の救急出場件数は52,701件、搬送人員は49,356人で、平成10年の37,132件に比べ約1.4倍となっている。

これは、1日平均144件、約10分に1件の割合で救急隊が出場したことになる。

本県の救急は、平成20年4月1日現在、救急隊73隊、救急隊員880名、救急自動車87台（うち高規格救急車50台）で運用されている。なお、救急救命士は231名と年々増加しているが、救急救命士を運用している救急隊は73隊のうち55隊、その割合は約75%と全国平均の88.5%に比べ少し低くなっている。

なお、平成19年中の管外搬送割合は49,356人のうち3,177人の6.4%であり、上位では松浦が約40%、島原が約23%となっている。

《 参 考 》

〔県内の現場到着所要時間及び病院到着所要時間〕

（いずれも、覚知からの所要時間）

- 現場到着所要時間（平成19年中の平均 8.2分、全国平均 7.0分）
 - 病院到着所要時間（平成19年中の平均32.9分、全国平均 33.4分）
- （※「救急の状況」にかかるデータ出典：「平成20年版救急・救助の現況（消防庁）」）

他方、救急救命士の養成や救急隊に対する指示体制の整備及び救急活動の事後検証等を行うため、医師会、救急医療機関、消防本部、県等によりメディカルコントロール体制が整備、運営されている。

近年、救急隊員の質の向上、救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化、適切な搬送体制の確保など救急に対する需要はますます増加・多様化の傾向にある。

③ 救助の状況

本県の救助出動件数は、平成19年が502件で年により増減があるが、救助人員は平成13年の334人に対し平成19年で417人と約25%増加している。

事故別の出動件数では、交通事故242件、水難事故44件で全体の約57%を占めている。

(3) 消防力の整備状況

消防本部の職員数や車両配置等について「消防力の整備指針」（平成12年1月20日付消防庁告示第1号）に定める基準と現有状況（H20.4.1現在）を比べてみると、はしご車・救急車は100%、救助工作車・消防ポンプ自動車が約94%、化学車が69%の整備率となっている。

なお、消防職員については、基準数2,691人に対し実員は1,689人で、約63%の充足率となっている。

(4) 消防費の予算措置状況等

県内市町の消防に係る平成19年度歳出予算額は約212億円で、近年はほぼ横ばいで推移している。

平成19年度予算にかかる住民一人あたりの消防費は県全体で14,334円で、最も高いところが36,042円、低いところが10,743円となっている。

なお、一人当たり額の全国平均額は14,562円である。

(5) 人事管理の状況等

これまでの常備化の過渡期に、年度別採用職員数にばらつきがあったところは、年齢別職員構成が偏っている状況にある。このような消防本部や職員数の少ない消防本部又は職員充足率の低い消防本部では、人事ローテーションの硬直化や救急救命士養成中あるいは各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や予防分野等の研修・訓練機会も十分に確保されていない状況にある。

2 市町消防の将来

(1) 災害や事故の多様化及び大規模化

ここ数年内の国内における被害を伴う地震発生状況を見ると、平成16年10月23日の新潟県中越地震（M6.8）、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震（M7.0）、平成19年3月25日の能登半島地震（M6.9）、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震（M6.8）、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震（M7.2）など、それまで想定されていなかった地域で、相次いで大規模な被害を伴う地震が頻発している。

特に、福岡県西方沖地震では、本県においても負傷者や住家全焼・損傷、港湾・漁港施設損傷などの被害が生じ、全国どこにおいても地震は発生し得るという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

(2) 人口減少と高齢化率の上昇

本県の人口は昭和35年に176万人を記録してのちは、一貫して減少傾向にあり、平成17年の国勢調査では147万人台に減少している。

国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成47年（2035年）の人口予測においては、本県の人口は111万7千人となり、平成17年（2005年）に比して24.4%の人口減少となっている。

また、老年人口は平成17年国勢調査では34万9千人で23.6%の構成比であり全国順位は16位だったが、30年後には総人口が減少する中で41万8千人となり構成比は37.4%で、全国順位は5位となることが予測されている。

高齢者の増加に伴う救急出場の増加や消防本部とともに地域の消防を担ってい

る消防団員の不足の問題も懸念されるなど地域における消防防災力の低下が憂慮される。

(3) 市町の財政状況

平成19年度の県内各市町の普通交付税の交付決定額と臨時財政対策債の発行可能額との合計は1,949億円で、平成18年度と比較して3.5%の減少となっている。

同じく、平成19年度の普通会計決算額の合計は6,657億円で、平成18年度の6,731億円と比較して1.1%の減少となっている。

また、平成19年度の各市町の経常収支比率の平均は、93.0%となり、財政構造の硬直化が一層進んでいる。

Ⅲ 広域化の必要性と広域化対象市町の組合せ

1 市町消防の広域化の必要性

(1) 総論

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面でも厳しい状況が予想されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

また、本県の将来人口は大きく減少することが予想されており、各消防本部の管轄人口も減少することとなる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町の消防体制の整備及び確立を図るためには、自主的な市町の消防の広域化を推進することが必要である。

(2) 長崎県における市町消防広域化の必要性

(ア) 地震等の大規模災害への対応力の向上

(a) 地震はおこる

ここ数年の全国の地震の発生状況にかんがみ、県内のどこにおいても地震は発生し得るとの認識のもと、県では、平成17年4月27日「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内における地震動想定の見直しを行うため県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等について検討した。さらにこの検討結果を受け、平成17年9月12日には「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」を設置し、本県において発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波ほかによる物的、人的被害及び地震等防災上の課題について検討し、平成18年3月に「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」を公表した。当該報告書に沿って、地震の規模、被害予測について記述する。

(b) どんな規模の地震が発生するのか

(i) 地域・震度予測

- ① 雲仙地溝北縁断層帯（規模M7.3）
長崎・西彼南部（震度4～6弱）
諫早・大村（震度5弱～6強）、
島原半島（震度5強～6強）
- ② 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（規模M7.7）
長崎・西彼南部（震度4～6強）
諫早・大村（震度5強～6強）
島原半島（震度5強～6強）
- ③ 大村－諫早北西付近断層帯（規模M7.1）
長崎・西彼南部（震度4～6弱）
諫早・大村（震度5強～6強）
島原半島（震度4～6弱）
- ④ 県内全域、規模M6.9を想定した地震
県内全域 震度6弱～6強

(c) どんな被害が発生するのか

(i) 物的被害・人的被害

① 雲仙地溝北縁断層帯（規模M7.3）

建物被害 大破 19,305棟 死者 951人

火災被害 焼失 10,855棟 死者 207人

② 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（規模M7.7）

建物被害 大破 34,262棟 死者 2,001人

火災被害 焼失 12,201棟 死者 234人

③ 大村一諫早北西付近断層帯（規模M7.1）

建物被害 大破 5,922棟 死者 391人

火災被害 焼失 2,601棟 死者 52人

(ii) 津波被害予測（堤防等が、地震被害により機能しない場合）

① 雲仙地溝北縁断層帯（規模M7.3）

建物被害（流失＋全壊） 49棟 死者 60人

② 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（規模M7.7）

建物被害（流失＋全壊） 160棟 死者 189人

③ 大村一諫早北西付近断層帯（規模M7.1）

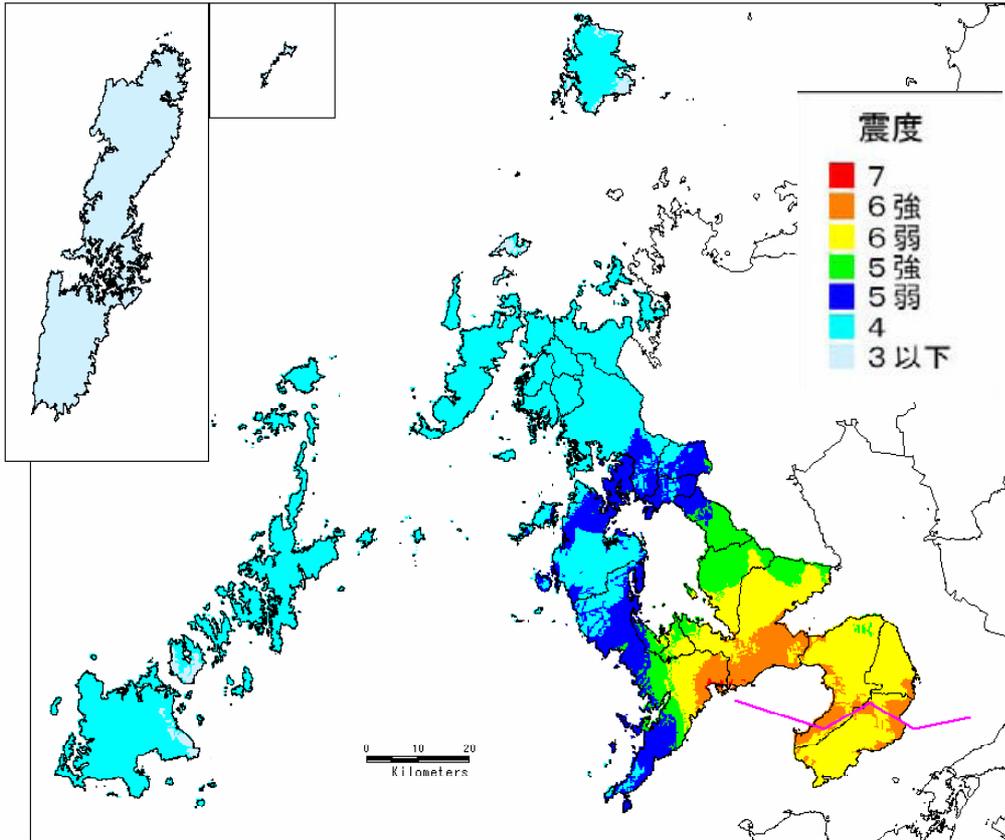
建物被害（流失＋全壊） 53棟 死者 75人

(d) 最大の被害が予想される雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の場合

(i) 各地の震度

- ・ 震度6弱～6強 島原市、南島原市
- ・ 震度5強～6強 雲仙市、諫早市、大村市、
- ・ 震度4 ～6強 長崎市
- ・ 震度5弱～6弱 長与町、時津町
- ・ 震度4 ～5強 佐世保市、西海市、東彼杵町、波佐見町
- ・ 震度4 ～5弱 川棚町
- ・ 震度4 松浦市、江迎町、鹿町町、佐々町、
小値賀町、新上五島町
- ・ 震度3 ～4 平戸市、杵岐市、五島市
- ・ 震度3 対馬市

地表における推計震度分布



(ii) 被害の詳細—ケース別死傷者数

	ケース	揺れ	液状化	斜面崩壊	津波 ※	火災	合計
死者数	夏5時	1,689		312	189	149	2,339
	冬18時					234	2,424
重傷者数	夏5時	1,227		74		470	1,771
	冬18時					713	2,014
負傷者数	夏5時	11,433		74		1,213	12,720
	冬18時					1,849	13,356
建物被害 (大破・焼失)	夏5時	33,389	290	583	160	8,004	42,426
	冬18時					12,201	46,623

※ 津波による被害は、堤防が機能しない場合の数値である。

機能する場合は、死者33人、建物流出・全壊47棟が予測されている。

(iii) 被害の詳細—市町別死者数

人的被害(死者数)予測

雲仙地溝南縁(東部・西部)連動の場合

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	揺れ	液状化	斜面崩壊	津波	火災	合計
1 長崎市	981		168		92	1,241
2 佐世保市						0
3 島原市	41		9		30	80
4 諫早市	478		71		32	581
5 大村市	4		6			10
6 平戸市						0
7 松浦市						0
8 対馬市						0
9 壱岐市						0
10 五島市						0
11 西海市						0
12 雲仙市	71		16		18	105
13 南島原市	63		17		57	137
14 長与町	31		19		3	53
15 時津町	20		6		2	28
16 東彼杵町						0
17 川棚町						0
18 波佐見町						0
19 小値賀町						0
20 江迎町						0
21 鹿町町						0
22 佐々町						0
23 新上五島町						0
県下全域				189		189
合計	1,689	0	312	189	234	2,424

(e) 地震発生時の消防本部の対応

(i) 広域情報収集力

- ① 現状の消防本部の体制下において消防本部の区域を越えて広域で発生した災害の全体像を把握するためには、それぞれの消防本部に入電した119番通報を市町毎に集約し、管内各市町の災害対策本部(以下「市町災対」という。)に提供し、市町災対から県の地方災害対策本部(振興局に設置された災害対策本部をいう。以下「県地方災対」という。)に報告、県地方災対では管内市町情報を集約し県の災害対策本部(以下「災対本部」という。)に報告する。災対本部では県地方災対からの報告を集約して初めて被害の全体像が明らかになる。(P14参照)

- ② これに対して消防本部の広域化が図られている状況であれば、消防本部に入電した119番通報を地図上にプロットする方法により情報を集約でき、災害の全体像を迅速に把握することが可能となる。

(ii) 初動体制の強化

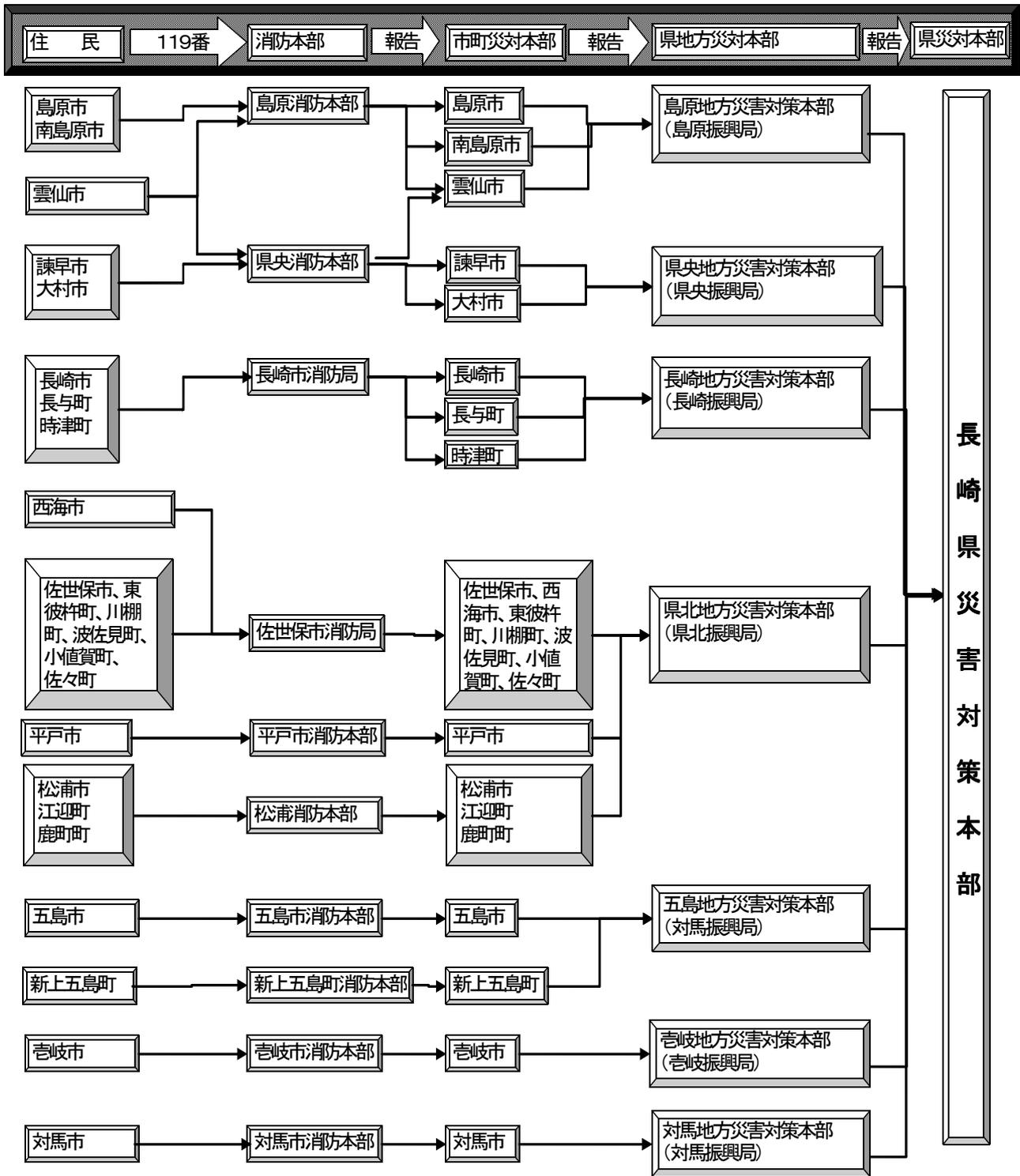
- ① 現状の消防本部の体制下においては前述のとおり災害の全体像の把握に時間を要し、的確な初動体制の確立には困難が予想される。
- ② これに対して消防本部の広域化が図られている状況であれば、消防本部に災害情報が寄せられた段階で災害の全体像の把握ができ、迅速かつ的確な初動体制の確立が可能であり、自衛隊・緊急消防援助隊等の応援も有効に活用され、住民の命を守るという行政の使命達成の可能性が高まる。

(iii) 統一的指示による部隊運用

- ① 現状の消防本部の体制下においては命令系統が異なるため、統一的指示による部隊運用は困難であり、緊急消防援助隊との連携等においても困難が予想される。
- ② これに対して消防本部の広域化が図られている状況であれば、統一的指示による効果的部隊運用及び緊急消防援助隊とのよりスムーズな連携が可能となる。

(広域情報収集関係)

119番通報情報の流れ(大規模災害外発生時)



(イ) 人口減少への対応

① 県下の 将来人口予測

本県における2035年(平成47年)の人口予測は111万7千人であり、2005年(平成17年)対比で約76%となっている。各消防本部管内別に見ると下表のとおりであり、離島・半島部における減少が顕著である。

〔消防本部管内別人口予測〕

消防本部名	現人口(2005年)	予測人口(2035年)	減少率(%)
県全体	1,478,632	1,117,314	24.4
長崎市(管轄内)	526,988	402,751	23.6
佐世保市(管轄内)	349,089	270,327	22.6
平戸市	38,389	21,497	44.0
県央組合	265,351	234,912	11.5
島原組合	120,811	82,015	32.1
松浦組合	38,305	25,893	32.4
対馬市	38,481	22,730	40.9
壱岐市	31,414	19,307	38.5
五島市	44,765	25,078	44.0
新上五島町	25,039	12,804	48.9

※ 国立社会保障・人口問題研究所(H17国調人口を基礎に2035年を予測)

※ 雲仙市の人口については県において県央組合と島原組合に按分

② 県下の消防職員数

前述の「広域化の基本的考え」(P1:I-1-(2))で記載しているように、市町消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

しかしながら、人口減少に伴う税収等歳入の縮減により、行政機関に対する職員削減の要求が高まる中において消防職員についてもおそらくその例外とはなりえない。人口減少率は県内平均でも約24%と予測されており、これに応じて消防職員も減少することが避けられないと考えられる。

このような状況下において、各消防本部においては、現状レベルでの消防サービスを維持するため現場職員を確保しつつ総員の削減を図るという困難な対応が求められることになる。

③ 人口減少に向けた対応策

消防サービスの質は消防署（所）の配置をはじめとする現場職員の配置によるところが大きい。このため、人口減少に伴って消防職員を削減する場合においては現場職員を確保しつつ総員の削減を図ることが肝要である。そのための方策については以下のとおりであるが、各消防本部（局）においてはあらゆる対策の確実な実行が強く求められることが考えられる。

【消防サービスの維持（現場職員の確保）】

ア．広域化を伴わない対策

- 内部事務の効率化による現場職員の確保
- 分掌事務の見直しによる現場職員の確保
- 指令の共同運用による現場職員の確保

イ．広域化を伴う対策

- 指令の集中化による現場職員の確保
- 本部機能統合による現場職員の確保
- 署所の所管区域の見直しによる職員配置の適正化

2 広域化対象市町の組合せ

（1）組合せについての基本的な考え方

- ① 各市町の意見を尊重し自主的な市町の消防の広域化を推進する。
- ② 管轄人口30万人以上に関わらず、すべての消防本部（構成市町）を広域化の対象とする。
- ③ 各市町が有する地域の事情を十分考慮する。

（管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等）

- ④ 行政区画が2つの消防本部の管轄に分かれている状況を解消する。

(2) 組合せ

平成18年11月に「長崎県市町消防広域化推進協議会」の委員会及び幹事会を立ち上げ、以後、委員会を4回、幹事会を8回開催し、5つの案について検討した。

広域化対象市町の組合せについては、上記(1)の基本的な考え方に基づき各市町の意見を総合的に勘案したうえで、県としては県下1消防本部案を広域化の基本案とする。

注) 5つの案：1本部案、2本部案、3本部案、5本部案、7本部案（詳細は参考資料編P33～37に掲載）

〔県下1消防本部案〕

1本部	消防本部(現状)	構成市町
長崎県広域市町消防本部(仮称)	長崎市消防局	長崎市、長与町、時津町
	佐世保市消防局	佐世保市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町
	県央地域消防本部	諫早市、大村市、雲仙市の一部
	島原地域消防本部	島原市、雲仙市の一部、南島原市
	平戸市消防本部	平戸市
	松浦消防本部	松浦市、江迎町、鹿町町
	五島市消防本部	五島市
	壱岐市消防本部	壱岐市
	対馬市消防本部	対馬市
	新上五島町消防本部	新上五島町

IV 消防の広域化を推進するために 必要な措置に関する事項

1 広域化対象市町が設置する協議機関等

消防の広域化を推進するためには、組合せに従い協議機関を設置して、運営計画の作成等について協議を行う必要があるが、協議機関の設置に当たっては、現在の消防本部や構成市町において、協議機関の性格、組織体制及び事務局体制について、事前に十分な調整を行う必要がある。

また、協議に当たっては、広域化後の消防本部の組織体制や構成市町間の負担割合などについて具体的に検討を行い、構成市町の共通認識を得るとともに、住民及び消防職員等に情報を提供し、関係者のコンセンサスを得るように努める必要がある。

2 広域化を推進するための県の体制整備

消防組織法第33条第6項の規定に基づき、自主的な市町消防の広域化を推進するため、県においては次のような措置に取り組む。

(1) 広域化を推進するための体制整備

広域化対象市町が「広域消防運営計画」を作成し、広域化を実現するまでの間、必要な調整及びその他の必要な援助が行える体制を整備する。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県の広報手段を活用し、県民及び関係者に情報提供を行うなど、普及啓発活動に取り組む。

(3) 市町に対する情報提供、相談対応体制の確保

市町、消防関係者には常に情報提供を行うとともに、必要に応じて説明会等を開催する。また、これらの機関からの相談対応体制を確保する。

(4) 関係市町間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

広域化対象市町の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項の規定に基づき、市町相互間における必要な調整を行う。

(5) 広域化に関する調査研究

広域化を推進するために必要な調査研究を行い、関係者の意見の把握に努める。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化の推進方策

県下1消防本部体制の構築を目指すにあたっては、離島を有する本県の特殊性等を踏まえ、県内5本部案等を含め段階的に推進することも有効な方法である。

2 広域化後の消防の体制の整備

市町消防の広域化の効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要となる。

そのためには、本部機能、指令業務の一元化等が必要となる。

また、一方、地域の事情に配慮しながら広域化への円滑な移行を図るためには、消防本部と消防署間の円滑な連絡調整や管理、指導の確保が必要であり、消防本部の内部組織として、現行消防本部等の区域を管轄する「消防方面本部」を設置し運用することも考えられる。

3 構成市町間の関係

市町消防の広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、それぞれの特徴を十分踏まえた上で、構成市町又は受託市町もしくは委託市町との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を選択することが必要となる。

(1) 一部事務組合

複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で処理することを目的として設置する組織で特別地方公共団体の一つである。普通地方公共団体と同様に規約の定めるところにより、議会議員と管理者からなる組織で構成される。

設置については、関係地方公共団体が協議により規約を定め、知事の許可を得ることが必要である。

(2) 広域連合

制度的には一部事務組合に準じた形態であるが、機能的には国又は都道府県からの直接の権限委譲が可能であるほか、広域計画を策定しその実施を構成団体に

対して勧告することができるなど、より強い権限を有している。

一方、一部事務組合には規定のない住民による直接請求制度が盛り込まれているほか、住民による長や議員の直接選挙も可能であるなど、強い機能に対する民主的統制が図られている。

(3) 事務委託

普通地方公共団体が行政サービスの一部について、他の地方公共団体へ委託するものであり、委託後は、その事務の管理執行の責任は受託団体に帰属することになり、その事務については受託団体の条例が委託団体の条例として効力を発揮することになる。

4 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、以下の事項については、構成市町間において十分協議の上、可能な限り組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効と考えられる。

(1) 組合方式による場合（一部事務組合及び広域連合）

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民と身近な組織となるよう広報に努めるとともにその意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託による場合

- ① 委託料にかかる基本的ルール
- ② 災害時等に委託市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携す

ることができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること。

- ③ 消防事務の運営に関し、住民と身近な組織となるよう広報に努めるとともにその意見を反映できるようにすること。

5 広域化の課題と基本的な考え方

広域化の推進にあたっては、消防本部の対応力を低下させることのない職員配置、消防本部間の給与格差や負担金のあり方等大きな課題を解決しなければならない。広域化対象市町の協議においては、中長期的な是正策も視野に入れるとともに、広域化の方式及び消防方面本部制を採る場合にあっては所管事務の範囲などそのあり方等についても総合的な検討を行うことが重要である。

VI 市町の防災に係る関係機関相互 間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性から、法に基づき推進する自主的な市町消防の広域化の対象とされていないため、特段の事情がある場合を除き、一市町に一消防団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保を図るために、次のような方策を進めていくことが必要となる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から、連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町等の消防団と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 構成市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町が行う防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、広域化後の消防本部と構成市町の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るために、次のような方策を進めていくことが必要となる。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部へ事務委託
- ② 各構成市町の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町と当該構成市町の区域に存する消防署所との定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施

- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保